

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

汚染土地の評価損

Q : 当社の土地に、土壤汚染対策法に規定する土地がありますが、この土地に対して評価損の計上をすることができますか？

A : 土壤汚染対策法で、法的に汚染除去しなければならない土地であっても、税務上は評価損を計上することができません。

【解説】

土壤汚染対策法の施行により、特定の有害物質を扱っていた土地については、汚染の有無を調べ、汚染があると判明したときは除去対策をしなければなりません。

企業会計における減損会計では、このような土地については、減損損失を計上しなければならないケースも出てくるでしょうが、税務では、次の場合でないと評価損の計上が認められず、ご質問の場合には計上できませんのでご注意ください。

- ① 災害により著しく固定資産が損傷したこと
- ② 固定資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと
- ③ その資産が本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと
- ④ その会社について、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定又は商法の規定による整理開始の命令があったことにより当該資産につき評価換えをする必要が生じたこと
- ⑤ その他これらに準ずる特別の事実

